

## 意見書

平成 20 年 2 月 14 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 1 月 15 日付け情審通第 2 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

### 1. 回線管理運営費について

今回の申請において参考として提示された、サービス別の回線管理運営費において、光ファイバの単金に関しては、昨年度に続き NTT 東西で依然として大きな乖離が生じております（昨年度は NTT 東日本が 278 円、NTT 西日本が 655 円で乖離額は 377 円、今回の申請では NTT 東日本が 140 円、NTT 西日本は 397 円で乖離額は 257 円）。これについて平成 18 年度の実際費用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等においては、「単金の東西格差については需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概に比較できないと考ますが、引き続き効率的な業務運営に努めていきます」（NTT 西日本）との意見が寄せられてはおりますが、光ファイバ以外のサービスにおける回線管理運営費においては NTT 東西間で大きな乖離が生じていないことから、光ファイバに関する回線管理運営費について NTT 西日本に詳細な情報開示を行っていただいた上で業務効率性について検証する必要があると考えます。

### 2. 公衆電話発信機能について

公衆電話発信機能については NTS コストの移行を加味したとしても昨年度に引き続き大幅な値上げとなっております。第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費等の削減については NTT 東西が行政指導に沿って、総務省に対して効率化施策の実施状況を報告しているところですが（平成 19 年 3 月 29 日「第一種公衆電話の収支改善計画の報告にあたり貴省（総務省）から検討することとされた事項の報告について」）、今後も継続的に効率化施策の実施状況の報告をおこなうことにより、一層の費用削減施策の検証を実施していくべきと考えます。

公衆電話機能

単位:円、%

		NTT東日本			NTT西日本		
		H18年度	H19年度	H20年度	H18年度	H19年度	H20年度
接続料水準 (3分あたり)	公衆電話発信機能	90.68	99.29	100.42	81.18	88.40	89.71
	うちNTSコスト見合い	2.02	3.47	4.61	2.21	3.94	5.26
	NTSコスト控除後	88.66	95.82	95.81	78.97	84.46	84.45
対前期 増減額	公衆電話発信機能	1.69	8.61	1.13	1.51	7.22	1.31
	うちNTSコスト見合い	0.02	1.45	1.14	0.01	1.73	1.32
	NTSコスト控除後	1.67	7.16	-0.01	1.50	5.49	-0.01
対前期 増減%	公衆電話発信機能	2%	9%	1%	2%	9%	1%
	うちNTSコスト見合い	1%	72%	33%	0%	78%	34%
	NTSコスト控除後	2%	8%	0%	2%	7%	0%

平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用するもの。

NTT東西「申請概要」資料より作成

3. 料金回収手数料について

(1) NTT東西の料金回収手数料については、その原価は削減がなされている一方、トラヒックの減少により、昨年度に続き、今回の申請でも値上げされ、低廉化の限界が露呈しています。従いまして料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現行の算定方法から、NTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法に移行する等、当該手数料の算定方法について抜本の見直しを行うことが必要と考えます。

料金回収手数料

	H17年度	H18年度	H19年度
NTT東日本	3.9%	4.3%	4.5%
NTT西日本	4.0%	4.3%	4.4%

各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成

増分費用に基づく料金回収手数料の算定方法については、下記意見書を参照願います。  
 ボーダフォン株式会社意見書(平成16年5月17日付)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040524\\_3\\_s5.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf)

(2) 料金回収手数料の原価のうち、NTT西日本における郵送料が大幅に上昇しております。NTT東日本は昨年度に比べ6%ほど減少しておりますが、NTT西日本では11%ほど増加しております。NTT西日本においては、より詳細な情報を開示していただきコストが上昇した原因を検証する必要があると考えます。

	NTT東日本				NTT西日本			
	H18	H19	増減(金額)	増減(%)	H18	H19	増減(金額)	増減(%)
請求書作成・発送業務に係る費用	15,206	14,548	-658	-4%	16,035	16,902	867	5%
業務費用(人件費・物件費)	6,812	6,639	-173	-3%	7,595	7,507	-88	-1%
郵送料	8,394	7,909	-485	-6%	8,440	9,395	955	11%

各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成

#### 4. 施設保全業務等に関する NTT グループ会社等への業務委託について

NTT 東西が施設保全業務等を NTT グループ会社等へ業務委託する場合の業務委託費については接続料原価に含まれて回収されているところであり、その透明性、適正性や効率性の検証については「電気通信事業における会計制度の在り方について(2007年10月)」「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書。以下「報告書」という。)において具体的な措置が提言されております。その中で「2007年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当である。なお業務委託の適正性は、その額を見ただけでは直ちに判断できない。・・・業務委託費の適正性を検証するためには、公正妥当と考えられるベンチマークが必要となるが、その設定プロセスやベンチマークの具体的な内容等については様々な議論があり得ることから、今後引き続き検討を深めることが適当と考えられる。」とあることから、NTT 東西における業務委託費の適正性を確保し接続料原価の低減につなげるべく、本件について引き続き検討の上、早期に必要な措置を講じて頂きたいと考えます。

#### 5. 接続料金の値上げ傾向について

今回の申請では、昨年度に続き、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能などの接続料において、広い範囲で値上げの申請が行われております。こうした傾向が外部からの十分な検証が不可能な状況において継続されることは認められません。このため接続料原価の詳細や NTT 東西間の格差の要因などについて外部からの十分な検証を可能とし、NTT 東西におけるコスト削減や NTT 東西間でのヤードスティック競争をさらに促進させることが必要であると考えます。

以上